



生駒市 子ども・子育て 支援事業計画



平成27年3月
生駒市

目次

I	事業計画策定の趣旨や基本理念	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	3
3.	計画の期間	4
4.	基本理念	5
II	生駒市の子ども・子育てを取り巻く現状	6
1.	生駒市全体の子ども・子育てを取り巻く現状	6
(1)	総人口の推移	6
(2)	児童人口の推移	7
(3)	婚姻・離婚の動向	7
(4)	出生数・出生率の推移	8
(5)	世帯数と平均世帯人員の推移	8
(6)	女性の年齢階級別労働力率	9
(7)	母親の就労状況	9
(8)	保育所の入所児童数の推移	10
(9)	幼稚園の状況	10
(10)	年齢別の子どもの日中の居場所	11
(11)	月別・年齢別の待機児の状況	11
(12)	気軽に相談できる人の有無、相談先	12
(13)	子育てが楽しいと感じるか	13
III	事業計画	14
1.	教育・保育提供区域の設定	15
2.	各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保	16
3.	各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保	18
4.	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	30
IV	計画の推進	31
1.	計画の進行管理	31
2.	子ども・子育て支援新制度の周知	31
3.	地域や関係機関との連携強化	31
	資料編	33

I 事業計画策定の趣旨や基本理念

1. 計画策定の趣旨

国においては、少子化に歯止めをかけるため、子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）等に基づき、総合的な施策が講じられてきました。

しかし、我が国の出生数は、平成25年で約103万人（人口動態統計）と年々減少しています。また、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は平成24年で1.41と、微増傾向となっているものの、依然として少子化の歯止めが難しい状況にあります。その他、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等など、子育てを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

そのため、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」の制定のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）が制定され、市町村が子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされました。

本市においては、平成16年度に「生駒市次世代育成支援行動計画」を、平成21年度に「生駒市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、「子育て楽しいね！いこま～子どもも大人も笑顔で健やかに育ちあうまち～」を理念に掲げ、この理念の実現に向けさまざまな施策を実施してきました。

子ども・子育て支援新制度の「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現」という目的や国の方針を踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等が円滑に実施できるよう「生駒市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き総合的・計画的に子育て支援策を推進していきます。

子ども・子育て支援法

趣旨： すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる。

認定こども園法の一部改正法

趣旨： 小学校就学前の子どもに幼児期の学校教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を図る「総合こども園」に関し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

趣旨： 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行う。

子ども・子育て支援新制度

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④ 市町村が実施主体
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ⑤ 社会全体による費用負担
 - ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保

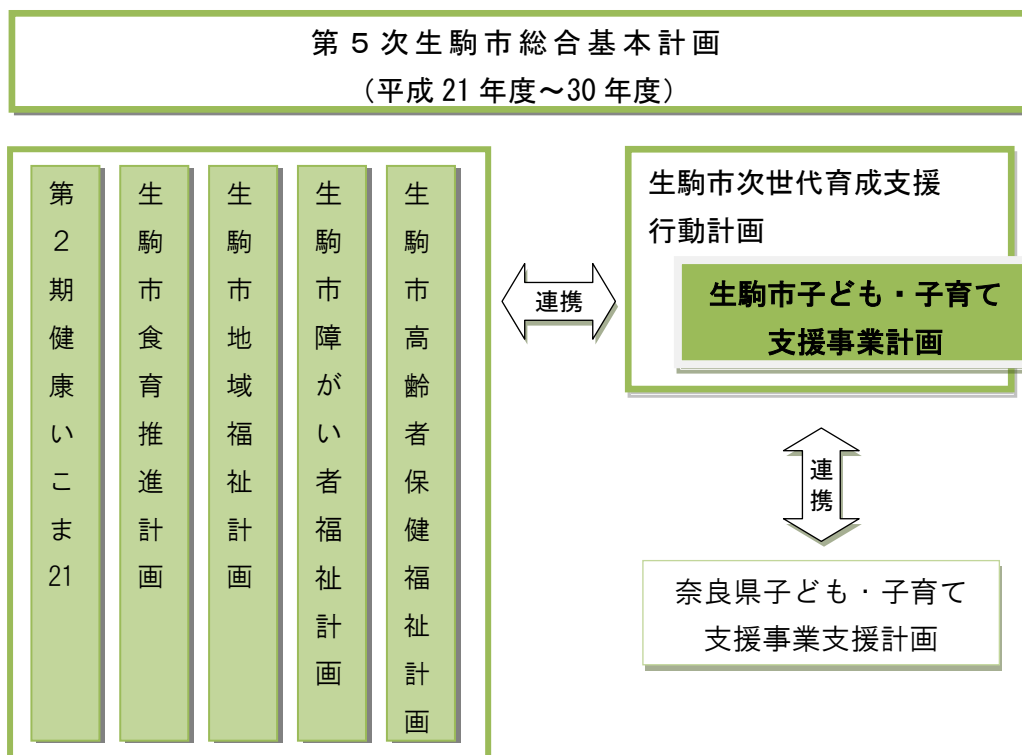
2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める計画として策定します。

なお、この計画は、「生駒市次世代育成支援後期行動計画」やその上位計画である「生駒市総合基本計画」等、関連する既存計画との整合を図ったものとします。

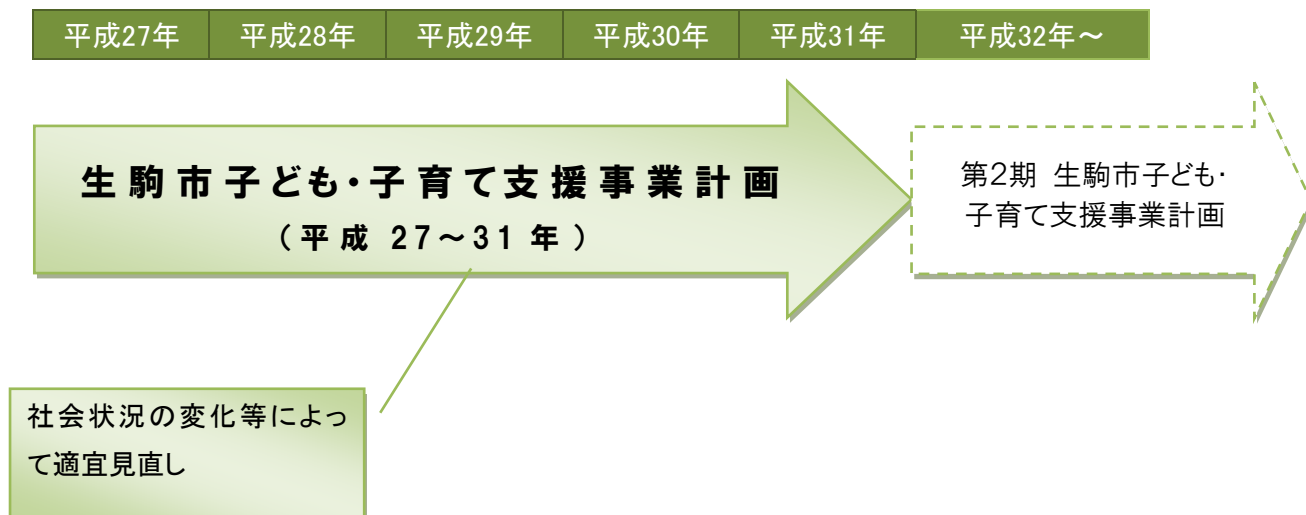
なお、「次世代育成支援対策推進法」(平成27年3月31日までの時限立法)が改正され、平成37年3月31日まで10年間延長されました。

「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、主には、計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、それに対する確保方策を定めることとなっています。一方、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」は子どもに関する総合的な計画であり、「子ども・子育て支援事業計画」の中に含めることが難しいため、本市においては、「生駒市次世代育成支援後期行動計画」を当面延長し、「子ども・子育て支援事業計画」の見直し時に合わせて、新たな「生駒市次世代育成支援行動計画」の策定を行います。



3. 計画の期間

この計画の期間は平成27～31年度の5年間としますが、社会状況の変化等によって適宜見直しを行います。



4. 基本理念

この計画の理念については、子どもに関する総合的な計画である「生駒市次世代育成支援後期行動計画」の理念を踏襲することとします。

【基本理念の合言葉】

子育て楽しいね！いこま

～子どもも大人も笑顔で健やかに育ちあうまち～

本市では、地域特性である「自然」、「先進技術」、「地域（住民）の協働」をいかした「子育て」、「子育て」、「親育ち」「地域育ち」支援を基本とし、豊かな自然の中で、次代を担う社会の宝である子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、子どもも親も地域社会の温かい支え合いの中で健やかに成長し、子育てするなら生駒市と笑顔で言われるまちづくりをめざします。

【子ども・子育て支援事業計画推進にあたっての視点】

子どもの権利の尊重

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、子どもの視点に立ったまちづくりを進めます

切れ目のない支援・サービスの提供

妊娠・出産期から、子どもなどの状況にあわせて切れ目のない支援・サービスを提供します

質の高い教育・保育サービスの提供

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを守るよう、質の高い教育・保育サービスを提供します

市内の地域特性を踏まえた子育て・子育て支援の充実

安心して子育て・子育てができるよう、市内の地域特性や地域資源を活用した支援を行います

地域全体で子育て・子育てを支援

地域住民が支え合いながら地域の子育て機能を向上させ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを見守り、子育て家庭を支援します

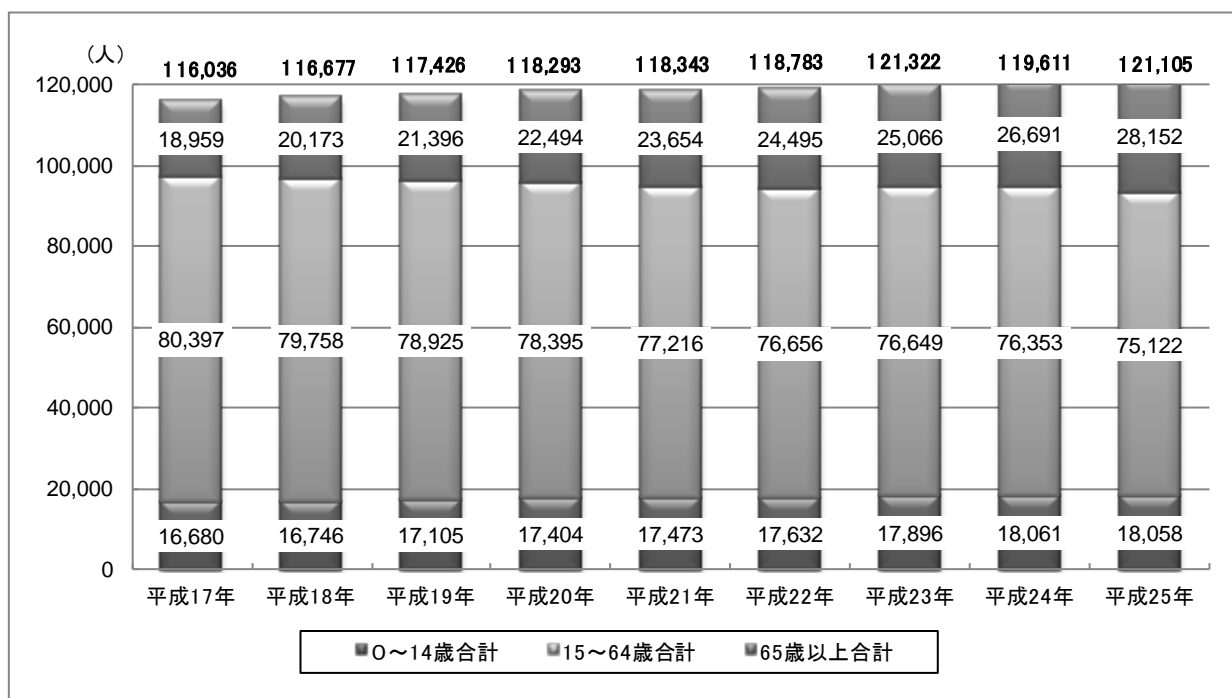
II 生駒市の子ども・子育てを取り巻く現状

1. 生駒市全体の子ども・子育てを取り巻く現状

(1) 総人口の推移

本市の総人口の推移をみると、平成23年までは増加傾向が続いていましたが、その後はほぼ横ばいで推移しており、平成25年には121,105人となっています。また、直近の総人口の内訳を年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者人口が増加していますが、0～14歳人口は横ばいで推移しています。

図表-1 総人口および年齢3区分別人口の推移(各年10月1日現在)

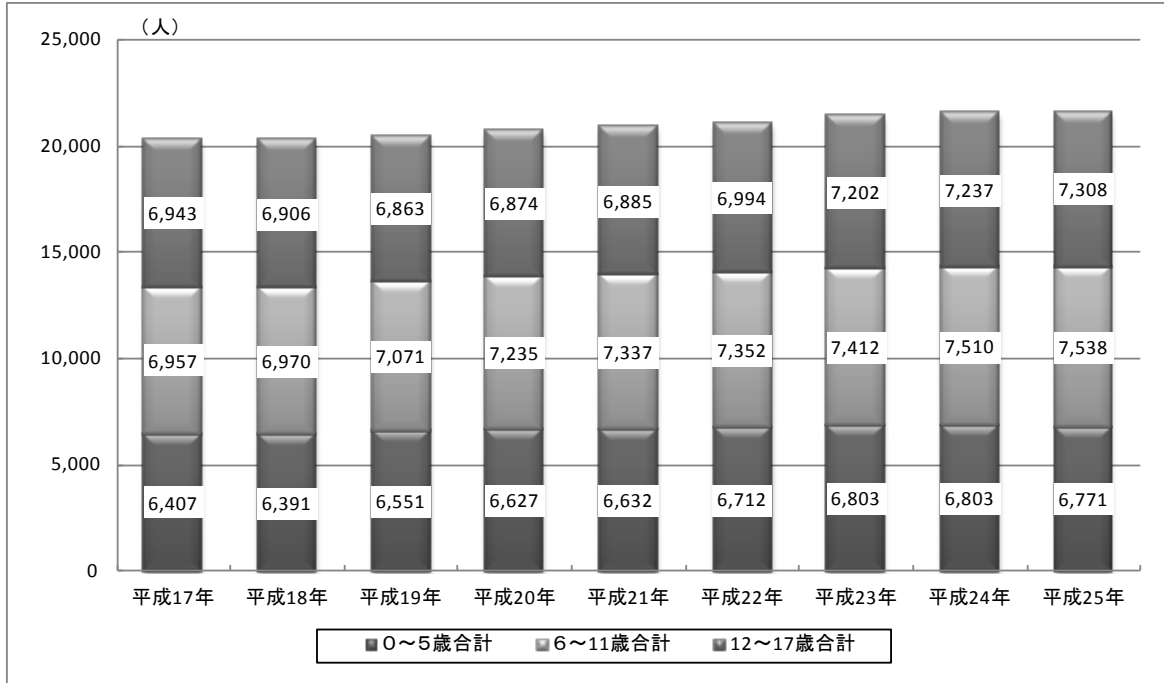


資料:住民基本台帳

(2) 児童人口の推移

本市の児童人口の推移をみると、0～17歳全体は増加傾向が続いていますが、0～5歳は平成24年をピークに減少しています。

図表-2 児童人口の推移(各年10月1日現在)

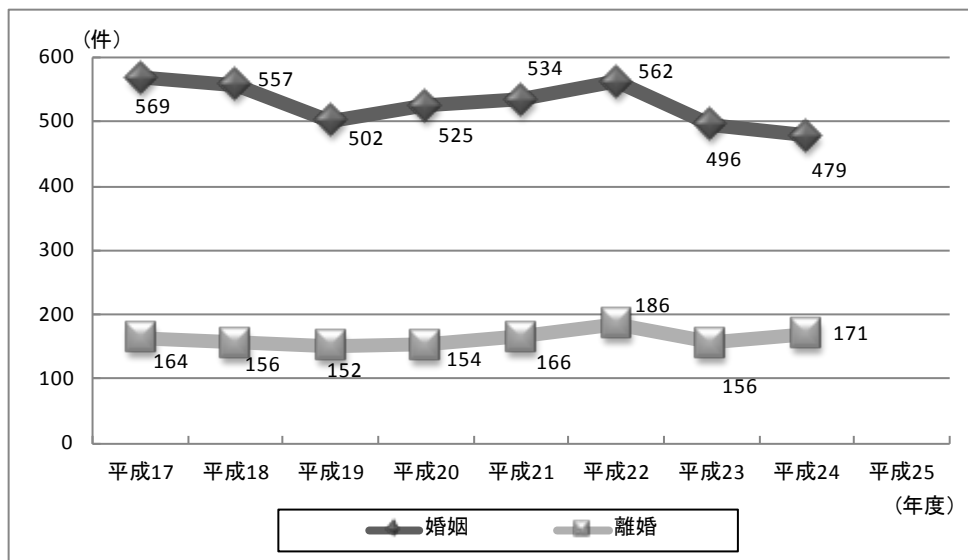


資料:住民基本台帳

(3) 婚姻・離婚の動向

本市の婚姻件数はやや減少傾向にある一方、離婚件数が増加傾向にあります。

図表-3 婚姻・離婚の推移

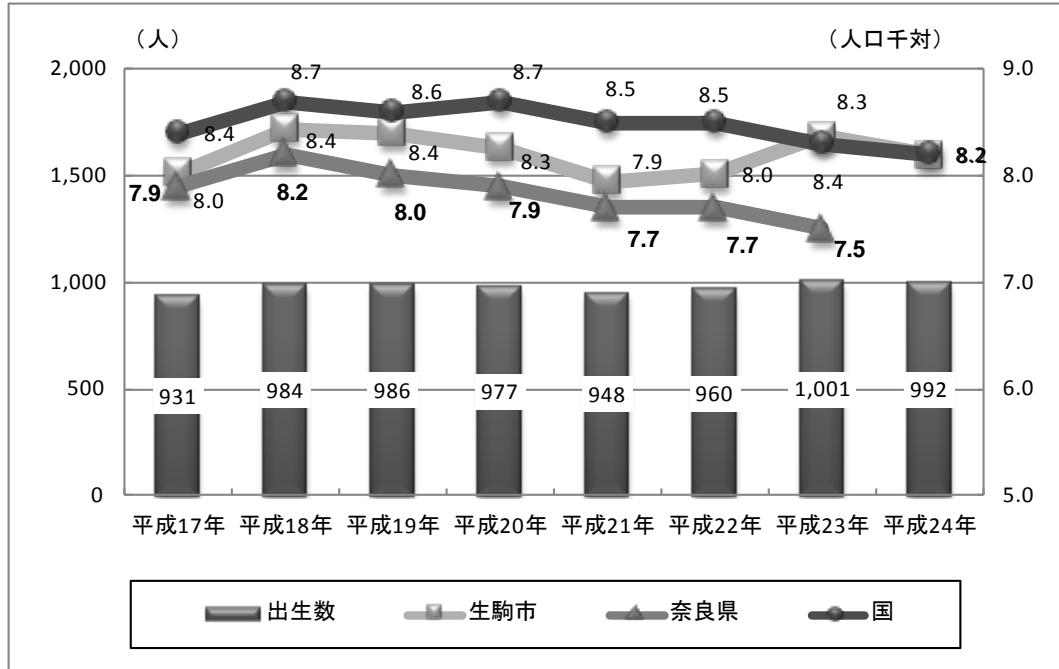


資料:市民部市民課

(4) 出生数・出生率の推移

本市の出生数はほぼ横ばいで推移しています。一方、人口千対についてはやや減少傾向にある他、全国に比べて低くなっています。

図表-4 出生数・出生率の推移

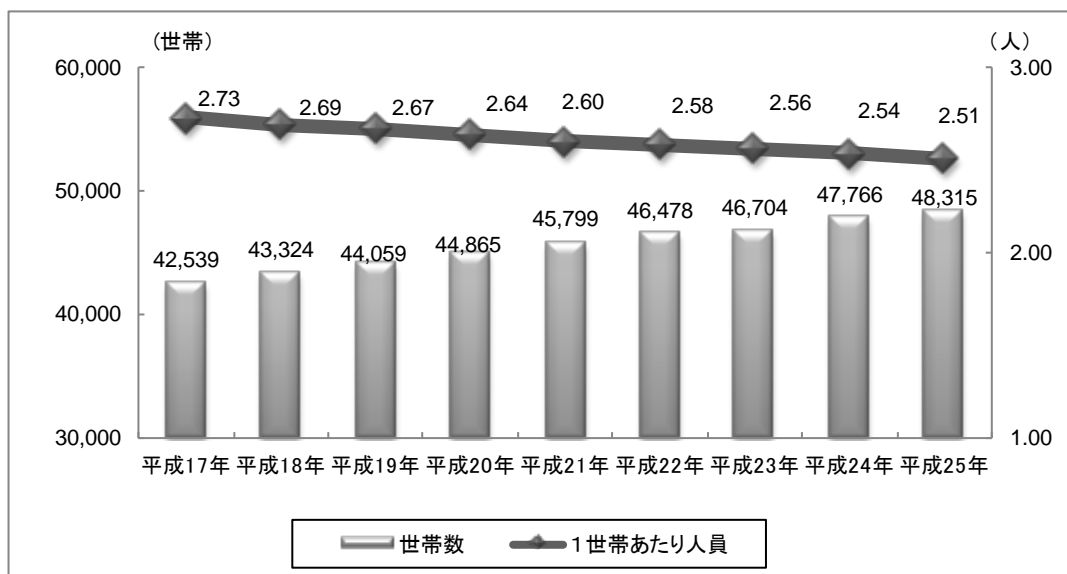


資料:住民基本台帳

(5) 世帯数と平均世帯人員の推移

本市の世帯数は年々増加傾向にあります。一方、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。

図表-5 世帯数と平均世帯人員の推移(各年10月1日現在)

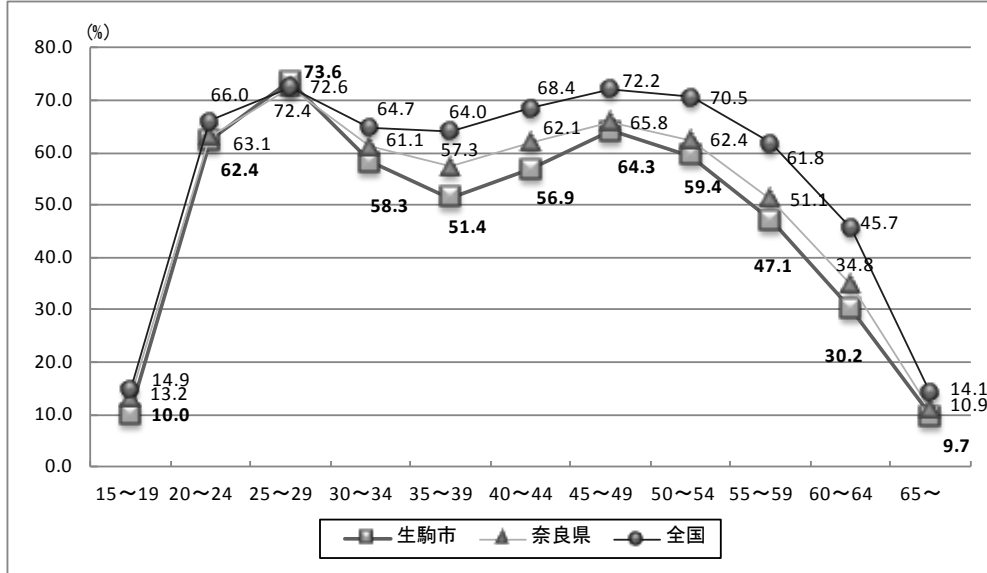


資料:住民基本台帳

(6) 女性の年齢階級別労働力率

女性の年齢階級別労働力率をみると、本市は25～29歳を除くすべての年齢階級で全国や奈良県を下回っています。

図表-6 女性の年齢階級別労働力率(平成22年10月1日現在)

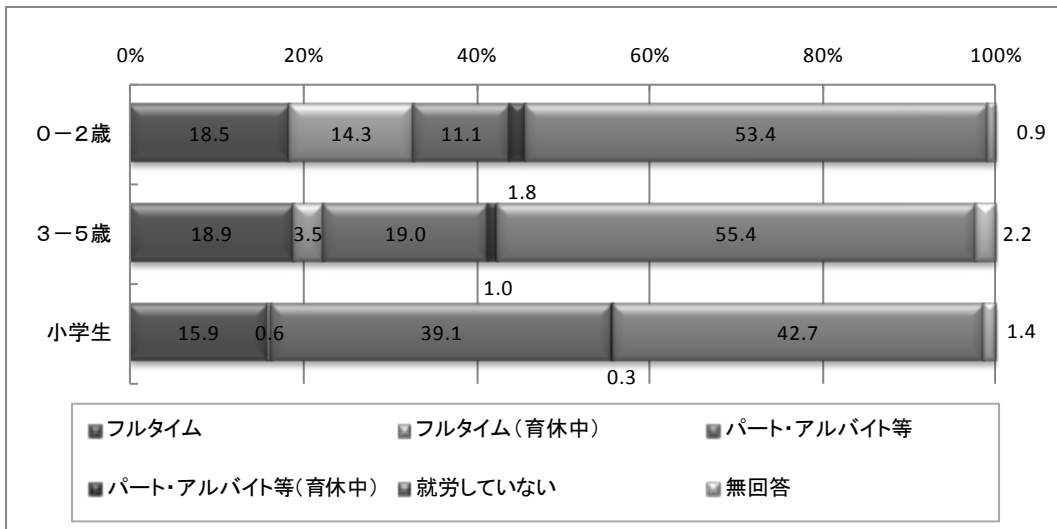


資料:国勢調査

(7) 母親の就労状況

子どもの年齢別の母親の就労状況をみると、現在育休中のフルタイムを含めると、0～2歳では約33%、3～5歳では約22%、小学生では約17%となっており、子どもの年齢が小さいほどフルタイムの割合が高くなっています。一方、パート・アルバイト等は小学生では約39%と子どもの年齢が高いほどパート・アルバイト等の割合が高くなっています。

図表-7 母親の就労状況(アンケート調査結果)

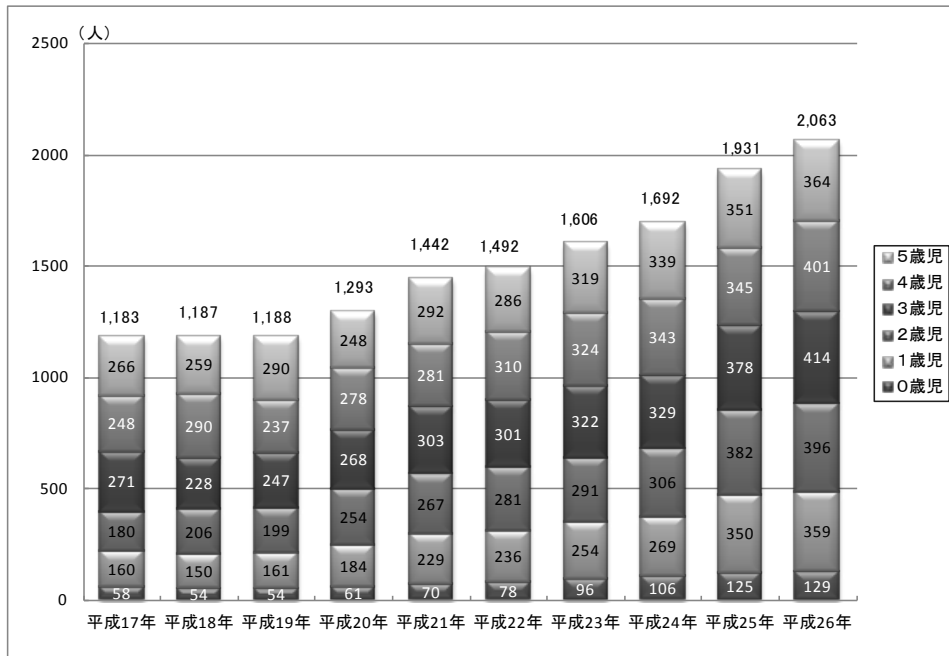


資料:「生駒市子育て支援に関するアンケート調査」(平成25年実施)

(8) 保育所の入所児童数の推移

保育所の入所児童数の推移をみると、年々入所児童数は増加しており、平成26年では2,063人利用しています。

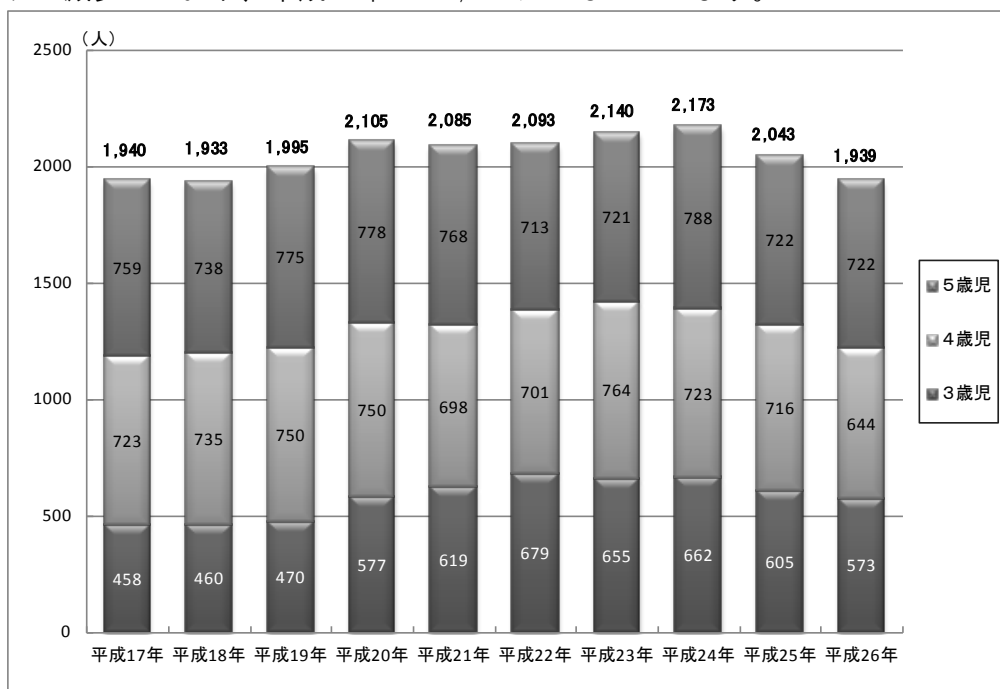
図表- 8 保育所の入所児童数の推移(各年4月1日現在)



資料:こども課

(9) 幼稚園の状況

幼稚園の園児数の推移をみると、年々入所児童数は増加していましたが、平成24年をピークに減少しており、平成26年では1,939人となっています。

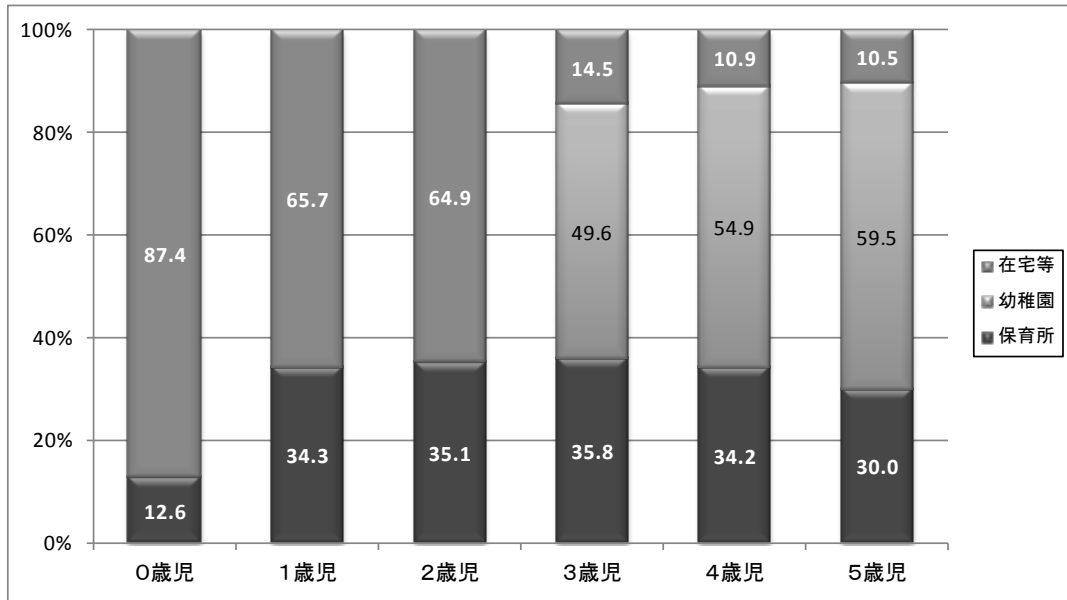


資料:こども課

(10) 年齢別の子どもの日中の居場所

平成26年の年齢別の子どもの日中の居場所をみると、0歳児の約87%、1、2歳の約65%前後が日中の居場所は在宅等となっていますが、3歳児以降は大半が幼稚園か保育所となっており、なかでも幼稚園が半数前後を占めています。

図表- 11 年齢別の子どもの日中の居場所(平成 26 年4月1日現在)

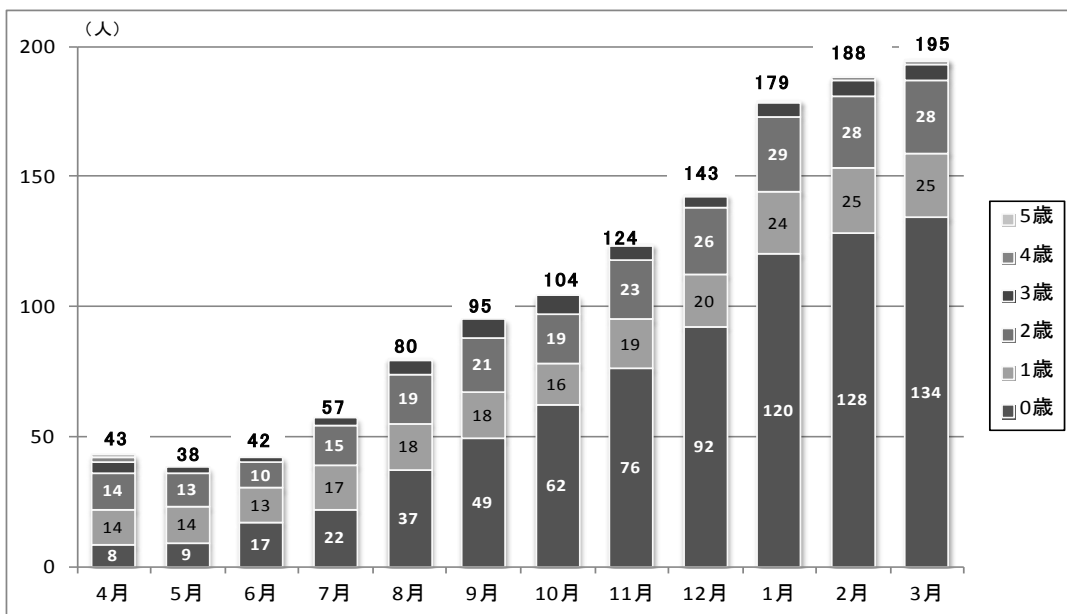


資料:こども課

(11) 月別・年齢別の待機児の状況

平成25年の月別・年齢別の待機の状況をみると、5月以降毎月待機児童数は増加しており、特に0歳の増加が大きく全体の3分の2を占めています。

図表- 12 月別・年齢別の待機児の状況(平成 25 年度)



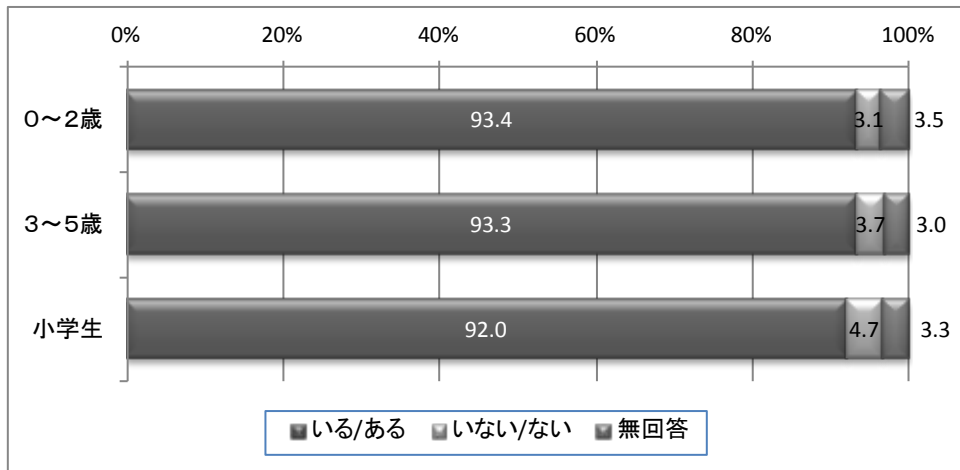
資料:こども課

(12) 気軽に相談できる人の有無、相談先

「子育て支援に関するアンケート調査」によると、気軽に相談できる人の有無については、就学前（0～2歳、3～5歳）、小学生とも「いる/ある」人が大半を占めていますが、一方で3～5%の人が「いない/ない」としています。

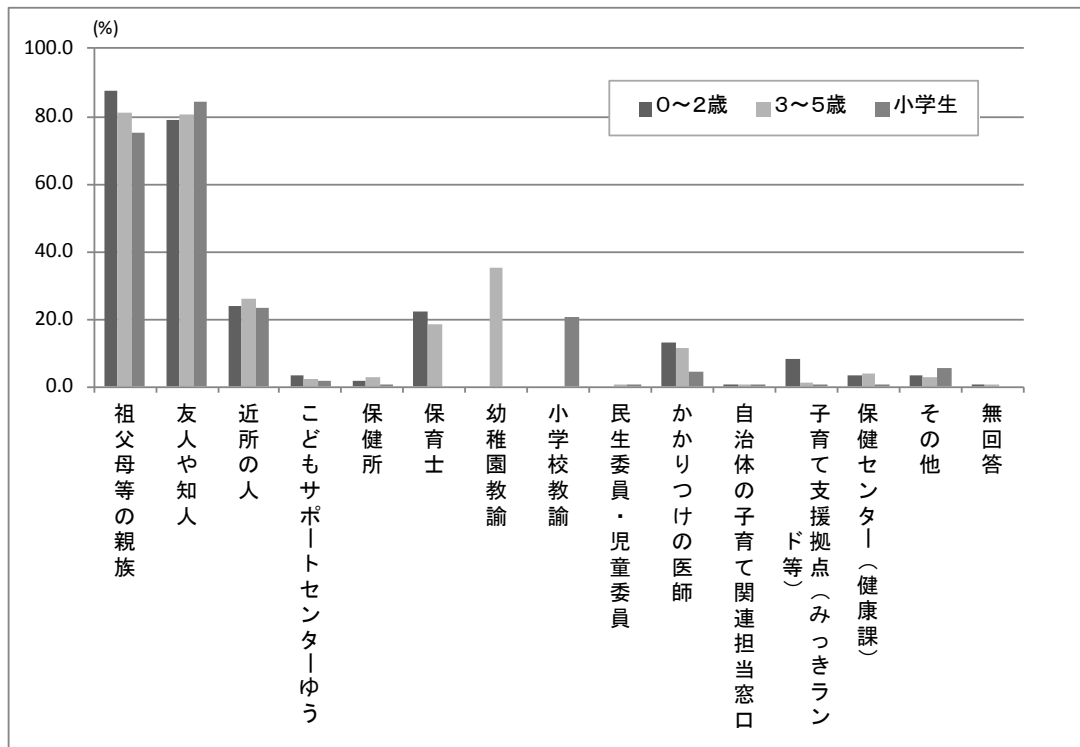
気軽に相談できる先としては、就学前、小学生とも上位にあがっている「祖父母等の親族」、「友人や知人」は同じですが、その他では、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭などが多くあげられています。

図表- 13 気軽に相談できる人の有無



資料:「生駒市子育て支援に関するアンケート調査」(平成25年実施)

図表- 14 気軽に相談できる先(複数回答)

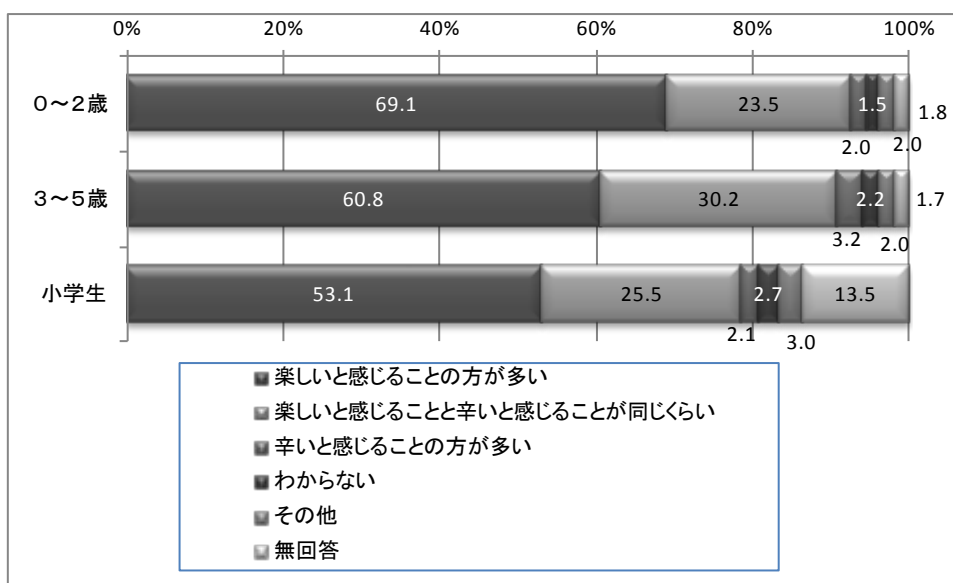


資料:「生駒市子育て支援に関するアンケート調査」(平成25年実施)

(13) 子育てが楽しいと感じるか

「子育て支援に関するアンケート調査」によると、子育てを楽しいと感じるかについては、0～2歳では楽しいと感じている人が約69%であるのに対し、子どもの年齢が高くなるにつれ、楽しいと感じる割合が低くなっており、小学生では約53%となっています。

図表- 15 子育てが楽しいと感じるか

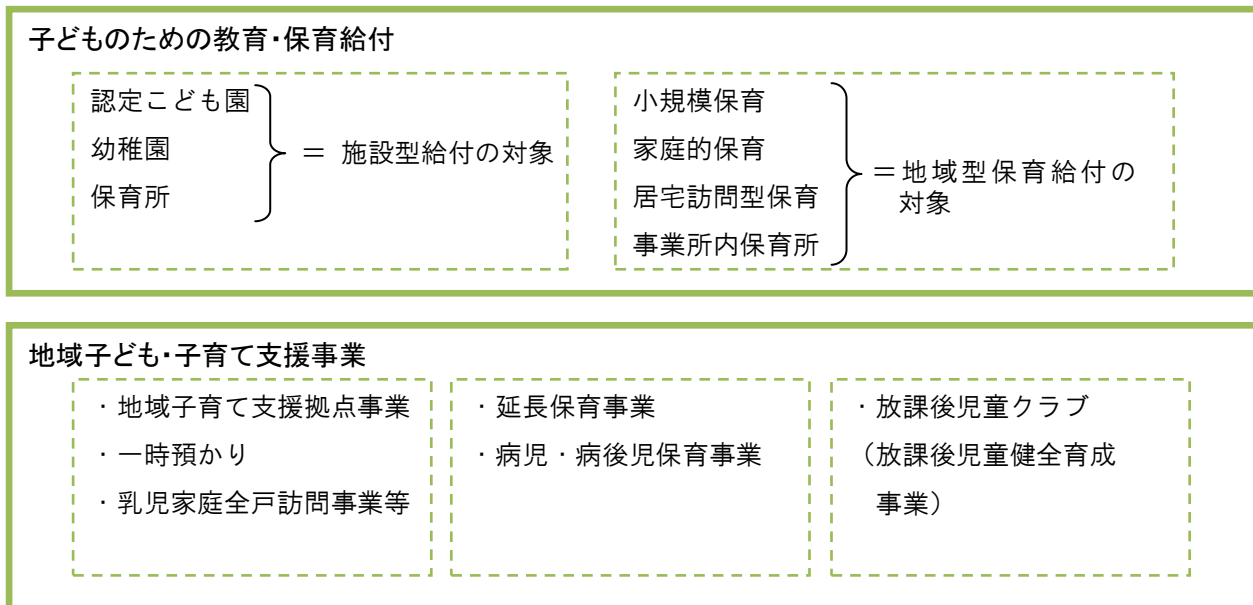


資料:「生駒市子育て支援に関するアンケート調査」(平成25年実施)

III 事業計画

子ども・子育て支援新制度では以下のようなサービスを提供します。

【子ども・子育て支援新制度の主な対象サービス】



【施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分】

	認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
1号子ども	満3歳～5歳の子ども 2号認定子ども以外のもの	教育標準時間 ^{※2}	幼稚園 認定こども園
2号子ども	満3歳～5歳の子ども 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由 ^{※1} により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 ^{※3} 保育標準時間 ^{※4}	保育所 認定こども園
3号子ども	満3歳未満の子ども 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 ^{※3} 保育標準時間 ^{※4}	保育所 認定こども園 小規模保育等

※1 労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由とは、就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※2 教育標準時間とは、おおむね4時間程度の幼児教育の時間

※3 保育短時間とは、パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)

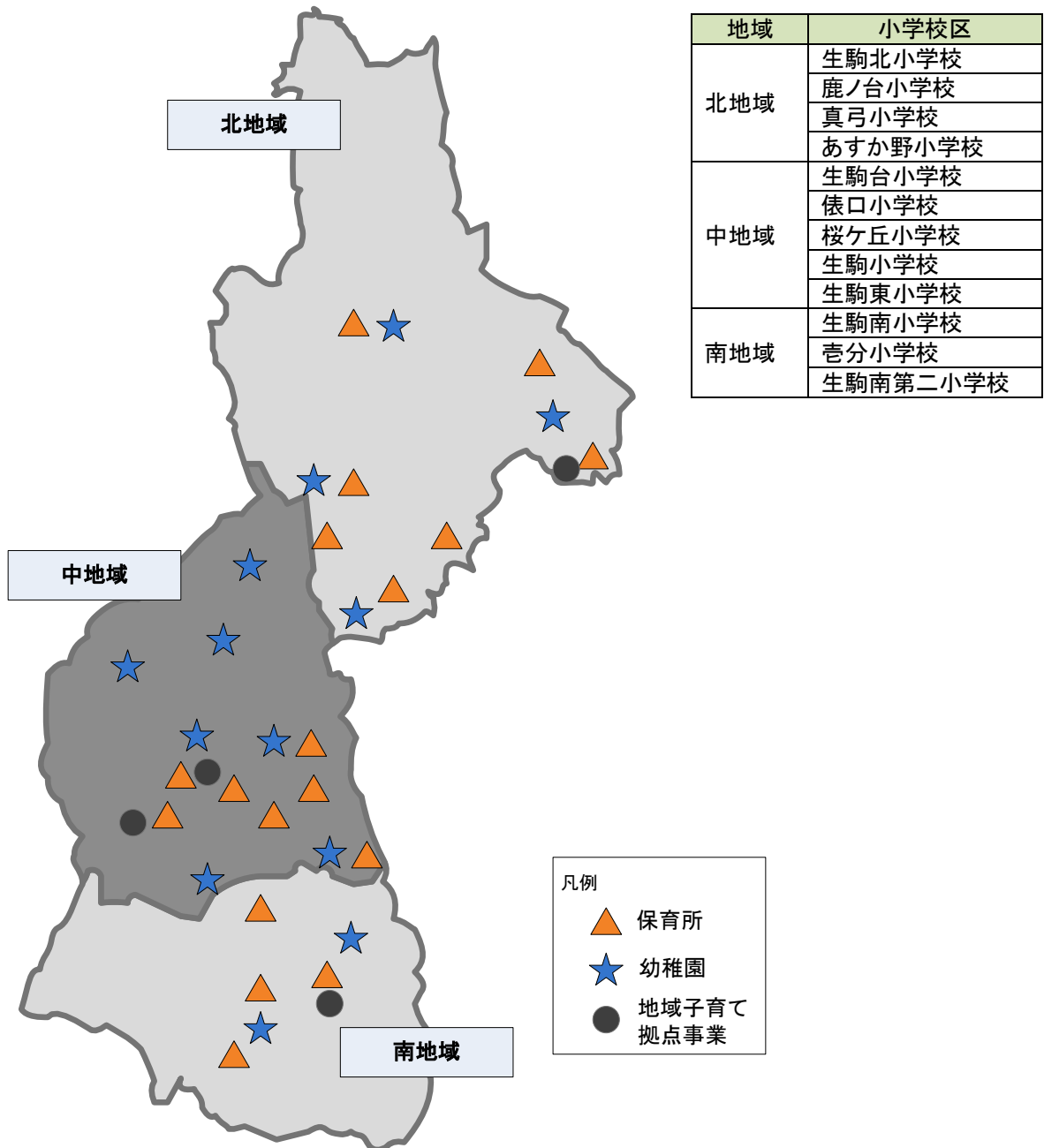
※4 保育標準時間とは、フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)

1. 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、定めることとなっています。

本市の交通網、教育・保育施設の配置状況等を勘案し、本市の総合計画等で定めている、「北地域」、「中地域」、「南地域」とすることも検討しましたが、以下の配置図のように、市内の幼稚園、保育所は「地域」境界に近いところに立地しているところが多く、地域を超えて利用している人も多いことから、提供区域は全市1つとします。

図表- 16 提供区域別 幼稚園・保育所の配置図



2. 各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

教育・保育の量の見込みについては、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や、平成25年度に実施した「生駒市子育て支援に関するアンケート調査」を踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定及び、目標に対する提供体制の確保策の検討を行いました。

	平成27年度					平成28年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	3-5歳 左記以外	0歳 保育の必要 性あり	1.2歳 保育の必要 性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	3-5歳 左記以外	0歳 保育の必要 性あり	1.2歳 保育の必要 性あり	
①量の見込み (必要利用定員 総数)	2,037人	1,275人		282人	830人	2,050人	1,284人		281人	818人	
		210人 ^{※1}	1,065人				212人 ^{※1}	1,072人			
保育(対象人口 に対する①の 割合)	58.2%	6.0%	30.4%	28.8%	37.7%	58.2%	6.0%	30.4%	28.8%	37.7%	
② 確保の 内容	特定教育・ 保育施設	1,771人	25人	1,103人	239人	692人	1,771人	25人	1,169人	254人	731人
	確認を受 けない幼 稚園	266人	185人				279人	187人			
	地域型保 育事業				6人	14人			6人	14人	
②-①	0	0	38	-37人	-124人	0	0	97人	-21人	-73人	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない

【確保方策】

- ・ 1号については、平成27年度当初から見込み量どおりに供給できる見込みです。
- ・ 2号の教育ニーズについては、現在も私立幼稚園で預かり保育を実施しており、長期休業中についても一部幼稚園で実施していることから供給可能です。幼稚園以外の2号については、平成27年度当初から供給可能と見込まれます。
- ・ 3号については、平成27年度当初からのニーズに対応することは困難ですが、平成28年度に待機児童の多い北地区に認可保育所の整備を行うとともに、その後の待機児童状況を勘案しながら地域型小規模保育事業の整備等を行い、平成31年度まで見込み量を確保できるように努めます。

平成29年度					平成30年度					平成31年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	3-5歳 左記以外	0歳 保育の必要 性あり	1.2歳 保育の必要 性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	3-5歳 左記以外	0歳 保育の必要 性あり	1.2歳 保育の必要 性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	3-5歳 左記以外	0歳 保育の必要 性あり	1.2歳 保育の必要 性あり
2,056人	1,286人		281人	816人	2,061人	1,290人		278人	814人	2,039人	1,277人		275人	809人
	212人※1	1,074人				213人※1	1,077人				211人※1	1,066人		
58.2%	6.0%	30.4%	28.8%	37.7%	58.2%	6.0%	30.4%	28.8%	37.7%	58.2%	6.0%	30.4%	28.8%	37.7%
1,771人	25人	1,158人	254人	742人	1,771人	25人	1,158人	254人	742人	1,771人	25人	1,158人	251人	747人
285人	187人				290人	188人				290人	188人			
			18人	40人				24人	53人				30人	66人
0	0	84人	-9人	-34人	0	0	81人	0	-19人	22人	2人	90人	6人	4人

3. 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

計画期間における地域子ども・子育て支援事業量の見込みについては、本市の子育て支援サービス等の現在の利用状況や、平成25年度に実施した「生駒市子育て支援に関するアンケート調査」による利用希望や参酌標準を参考にしながら、具体的な目標設定及び、目標に対する提供体制の確保策の検討を行いました。

事業名	利用者支援事業【新規】	区域	全市			
事業の目的	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施します。					
既存の事業	現在は、市役所こども課の窓口において、子育てに関する必要な情報提供を適宜行っています。					
見込み量と確保量		H27	H28	H29	H30	H31
	見込み量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保策についての考え方	当面は市の窓口を中心としながら、子育て支援事業等、市民の身近な場所で、情報提供や相談が受けられるよう利用者の支援を行いますが、合わせて地域子育て支援拠点等を活用しながら、利用者支援の充実に努めます。					

事業名	地域子育て支援拠点事業	区域	全市			
事業の目的	乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。					
既存の事業	地域子育て支援拠点事業の利用状況					
		H23	H24	H25	H26(見込み)	
	利用人数	9,145 人	10,387 人	12,588 人	14,500 人	
	実施か所	3か所	3か所	4か所	4か所	
	市独自のひろば事業利用者数					
		H23	H24	H25	H26(見込み)	
	ゆうゆうひろば	526 人	561 人	567 人	570 人	
	ぴよぴよサロン	379 人	417 人	237 人	300 人	
	もこもこサロン	—	131 人	122 人	80 人	
	えほんのひろば	207 人	333 人	210 人	200 人	
	サンデーひろば:乳幼児と 大学との連携によるふれあ い事業(下段ボランティア大学 生参加延数)	263 人 91 人	705 人 100 人	663 人 135 人	430 人 230 人	
見込み量と 確保量						
		H27	H28	H29	H30	H31
見込み 量	利用人数	50,885 人	50,294 人	50,182 人	49,942 人	49,591 人
	実施か所	4か所	5か所	5か所	5か所	6か所
確保量	利用人数	32,800 人	44,000 人	44,000 人	44,000 人	49,600 人
	実施か所	4か所	5か所	5か所	5か所	6か所
	※ ニーズ調査の結果をもとに見込み量を算定					
確保策に ついての 考え方	<p>現在の利用人数と、H27年以降の見込み量は大きな乖離がありますが、現在実施している事業においては利用人数に余裕があるため、まだまだ利用者数を増やすことが可能です。</p> <p>利用者数を増やすため事業の周知を行う他、地域的な偏在がないよう、北部、南部においても整備していきます。</p>					

事業名	妊婦健康診査		区域	全市																													
事業の目的	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査、保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の必要に応じた医学的検査を実施します。																																
既存の事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th colspan="2">H26(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊娠届出者数(件)</td> <td>1,033</td> <td>1,072</td> <td>964</td> <td colspan="2">930</td> </tr> <tr> <td>妊婦一般健康診査 利用延人数(人)</td> <td>12,294</td> <td>12,371</td> <td>11,942</td> <td colspan="2">10,783</td> </tr> </tbody> </table>							H23	H24	H25	H26(見込み)		妊娠届出者数(件)	1,033	1,072	964	930		妊婦一般健康診査 利用延人数(人)	12,294	12,371	11,942	10,783										
	H23	H24	H25	H26(見込み)																													
妊娠届出者数(件)	1,033	1,072	964	930																													
妊婦一般健康診査 利用延人数(人)	12,294	12,371	11,942	10,783																													
見込み量と確保量	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">見込み量</td> <td>妊娠届出者数(件)</td> <td>968</td> <td>970</td> <td>972</td> <td>974</td> <td>976</td> </tr> <tr> <td>健康診査利用者数(人)</td> <td>11,972</td> <td>11,987</td> <td>12,002</td> <td>12,017</td> <td>12,032</td> </tr> <tr> <td colspan="2">確保量(人)</td> <td>11,972</td> <td>11,987</td> <td>12,002</td> <td>12,017</td> <td>12,032</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 妊娠届出については、H21年度からの5年間の平均伸び率は0.12%であるため、今後5年間の推移については、前年度届出者数×1.012%として見込み量を算定 妊婦一般健康診査利用者延べ人数についても、妊娠届出者の推移に合わせて0.12%の伸びとして見込み量を算定</p>								H27	H28	H29	H30	H31	見込み量	妊娠届出者数(件)	968	970	972	974	976	健康診査利用者数(人)	11,972	11,987	12,002	12,017	12,032	確保量(人)		11,972	11,987	12,002	12,017	12,032
		H27	H28	H29	H30	H31																											
見込み量	妊娠届出者数(件)	968	970	972	974	976																											
	健康診査利用者数(人)	11,972	11,987	12,002	12,017	12,032																											
確保量(人)		11,972	11,987	12,002	12,017	12,032																											
確保策についての考え方	現在、妊婦1人当たり14回分の健診費用の補助を行っていることから、見込み量分については十分確保することができます。																																

事業名	乳児家庭全戸訪問事業	区域	全市			
事業の目的	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。					
既存の事業	こんにちは赤ちゃん事業の利用状況					
		H23	H24	H25	H26(見込み)	
	助産師訪問(件)	683	716	693	765	
	保健師訪問(件)	281	241	283	41	
	合計(件)	964	957	976	806	
見込み量と確保量	こんにちは赤ちゃん事業					
		H27	H28	H29	H30	H31
	見込み量(件)	980	975	975	965	954
	確保量(件)	980	975	975	965	954
	※ 0歳児の人口をもとに見込み量を算定					
確保策についての考え方	助産師数(委託)については、今後も必要に応じて増加する予定であるため、見込み量については確保することができます。					

事業名	養育支援訪問事業	区域	全市			
事業の目的	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。					
既存の事業	養育支援訪問事業					
		H23	H24	H25	H26(見込み)	
	延訪問件数(件)	178	351	412	410	
見込み量と確保量		H27	H28	H29	H30	H31
	見込み量(件)	430	450	470	490	510
	確保量(件)	480	480	480	510	510
	※ 実績をもとに見込み量を算定					
確保策についての考え方	子育てしにくい保護者が増加するなか、養育支援の必要性は益々高まると考えています。支援員を確保しながら、事業を拡大していきます。					

事業名	子育て短期支援事業	区域	全市			
事業の目的	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。					
既存の事業	ショートステイ、トワイライトステイの利用状況					
			H23	H24	H25	H26 (見込み)
ショ ー ス テ イ	2歳未満	利用実人数	2人	1人	2人	2人
		利用延日数	9日	1日	12日	12日
	2歳以上	利用実人数	6人	4人	3人	8人
		利用延日数	40日	18日	33日	50日
トワイライトステイ		利用実人数	0人	0人	0人	5人
		利用延日数	0日	0日	0日	5日
見込み量と確保量	ショートステイの利用延日数					
		H27	H28	H29	H30	H31
	見込み量	196日	195日	195日	195日	194日
	確保量	196日	195日	195日	195日	194日
※ ニーズ調査の結果をもとに見込み量を算定						
確保策についての考え方	乳児院や児童養護施設において見込み量を受け入れることが可能です。					

事業名	ファミリー・サポート・センター事業	区域	全市			
事業の目的	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。					
既存の事業	小学生の保護者の利用状況					
		H23	H24	H25	H26(見込み)	
	延利用人数	36人	488人	876人	960人	
	か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	
見込み量と確保量	小学生の保護者の利用推移					
		H27	H28	H29	H30	H31
	見込み量	960人	960人	960人	960人	960人
	確保量	960人	960人	960人	960人	960人
	※ 実績をもとに見込み量を算定					
確保策についての考え方	依頼は多いですが、それに応えることができる援助会員の確保に課題となっています。主に地域的な問題であるため、両方会員となり得る幼稚園、小学校保護者を対象に周知の強化を図ります。					

事業名	一時預かり事業		区域	全市																																			
事業の目的	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。																																						
既存の事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th colspan="2">H26(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">幼稚園での 預かり保育</td> <td>公立</td> <td>4,276 人</td> <td>7,960 人</td> <td>10,296 人</td> <td colspan="2">10,300 人</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>7,699 人</td> <td>14,013 人</td> <td>14,775 人</td> <td colspan="2">13,000 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保育所での一時預かり</td> <td>5,149 人</td> <td>5,203 人</td> <td>6,189 人</td> <td colspan="2">6,000 人</td> </tr> </tbody> </table>								H23	H24	H25	H26(見込み)		幼稚園での 預かり保育	公立	4,276 人	7,960 人	10,296 人	10,300 人		私立	7,699 人	14,013 人	14,775 人	13,000 人		保育所での一時預かり		5,149 人	5,203 人	6,189 人	6,000 人							
		H23	H24	H25	H26(見込み)																																		
幼稚園での 預かり保育	公立	4,276 人	7,960 人	10,296 人	10,300 人																																		
	私立	7,699 人	14,013 人	14,775 人	13,000 人																																		
保育所での一時預かり		5,149 人	5,203 人	6,189 人	6,000 人																																		
見込み量と確保量	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">見 込 み 量</td> <td>幼稚園における一時預かり</td> <td>71,349 人</td> <td>71,818 人</td> <td>72,001 人</td> <td>72,205 人</td> <td>71,430 人</td> </tr> <tr> <td>その他の一時預かり</td> <td>17,458 人</td> <td>17,236 人</td> <td>17,193 人</td> <td>17,103 人</td> <td>16,986 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確 保 量</td> <td>幼稚園における一時預かり</td> <td>71,349 人</td> <td>71,818 人</td> <td>72,001 人</td> <td>72,205 人</td> <td>71,430 人</td> </tr> <tr> <td>その他の一時預かり</td> <td>17,458 人</td> <td>17,236 人</td> <td>17,193 人</td> <td>17,103 人</td> <td>16,986 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ニーズ調査の結果をもとに見込み量を算定</p>								H27	H28	H29	H30	H31	見 込 み 量	幼稚園における一時預かり	71,349 人	71,818 人	72,001 人	72,205 人	71,430 人	その他の一時預かり	17,458 人	17,236 人	17,193 人	17,103 人	16,986 人	確 保 量	幼稚園における一時預かり	71,349 人	71,818 人	72,001 人	72,205 人	71,430 人	その他の一時預かり	17,458 人	17,236 人	17,193 人	17,103 人	16,986 人
		H27	H28	H29	H30	H31																																	
見 込 み 量	幼稚園における一時預かり	71,349 人	71,818 人	72,001 人	72,205 人	71,430 人																																	
	その他の一時預かり	17,458 人	17,236 人	17,193 人	17,103 人	16,986 人																																	
確 保 量	幼稚園における一時預かり	71,349 人	71,818 人	72,001 人	72,205 人	71,430 人																																	
	その他の一時預かり	17,458 人	17,236 人	17,193 人	17,103 人	16,986 人																																	
確保策についての考え方	見込み量はH25年の利用実績と大きくかい離していますが、幼稚園では各園で預かり保育を実施しており、利用したい人への対応が可能です。 また、保育所においても7か所で実施しており、利用したい人への対応が可能となっています。																																						

事業名	延長保育事業	区域	全市																				
事業の目的	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。																						
既存の事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th colspan="2">H26(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数</td> <td>792人</td> <td>1,083人</td> <td>1,203人</td> <td colspan="2">1,200人</td> </tr> </tbody> </table>						H23	H24	H25	H26(見込み)		利用人数	792人	1,083人	1,203人	1,200人							
	H23	H24	H25	H26(見込み)																			
利用人数	792人	1,083人	1,203人	1,200人																			
見込み量と確保量	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見込み量</td> <td>931人</td> <td>929人</td> <td>929人</td> <td>929人</td> <td>920人</td> </tr> <tr> <td>確保量</td> <td>931人</td> <td>929人</td> <td>929人</td> <td>929人</td> <td>920人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ニーズ調査の結果をもとに見込み量を算定</p>						H27	H28	H29	H30	H31	見込み量	931人	929人	929人	929人	920人	確保量	931人	929人	929人	929人	920人
	H27	H28	H29	H30	H31																		
見込み量	931人	929人	929人	929人	920人																		
確保量	931人	929人	929人	929人	920人																		
確保策についての考え方	延長保育については、市内の全保育所で実施しており、見込み量を確保することが可能です。																						

事業名	病児保育事業	区域	全市																				
事業の目的	病児について、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。																						
既存の事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th colspan="2">H26(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病児型・病後児対応型利用者数</td> <td>31人</td> <td>58人</td> <td>415人</td> <td colspan="2">850人</td> </tr> <tr> <td>体調不良児対応型利用者数</td> <td>659人</td> <td>505人</td> <td>1,006人</td> <td colspan="2">1,200人</td> </tr> </tbody> </table>						H23	H24	H25	H26(見込み)		病児型・病後児対応型利用者数	31人	58人	415人	850人		体調不良児対応型利用者数	659人	505人	1,006人	1,200人	
	H23	H24	H25	H26(見込み)																			
病児型・病後児対応型利用者数	31人	58人	415人	850人																			
体調不良児対応型利用者数	659人	505人	1,006人	1,200人																			
見込み量と確保量	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見込み量</td> <td>2,036人</td> <td>2,032人</td> <td>2,033人</td> <td>2,031人</td> <td>2,013人</td> </tr> <tr> <td>確保量</td> <td>2,036人</td> <td>2,032人</td> <td>2,033人</td> <td>2,031人</td> <td>2,013人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ニーズ調査の結果をもとに見込み量を算定</p>						H27	H28	H29	H30	H31	見込み量	2,036人	2,032人	2,033人	2,031人	2,013人	確保量	2,036人	2,032人	2,033人	2,031人	2,013人
	H27	H28	H29	H30	H31																		
見込み量	2,036人	2,032人	2,033人	2,031人	2,013人																		
確保量	2,036人	2,032人	2,033人	2,031人	2,013人																		
確保策についての考え方	病児型が1か所、病後児対応型が1か所、体調不良児対応型が6か所あり、これらの施設において見込み量を確保することが可能です。																						

事業名	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	区域	全市																																				
事業の目的	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。																																						
既存の事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用児童数</td> <td>890人</td> <td>897人</td> <td>1,010人</td> <td>1,192人</td> </tr> <tr> <td>学童施設数</td> <td>20か所</td> <td>21か所</td> <td>21か所</td> <td>22か所</td> </tr> <tr> <td>民設民営</td> <td>0か所</td> <td>1か所</td> <td>4か所</td> <td>4か所</td> </tr> </tbody> </table>							H23	H24	H25	H26	利用児童数	890人	897人	1,010人	1,192人	学童施設数	20か所	21か所	21か所	22か所	民設民営	0か所	1か所	4か所	4か所													
	H23	H24	H25	H26																																			
利用児童数	890人	897人	1,010人	1,192人																																			
学童施設数	20か所	21か所	21か所	22か所																																			
民設民営	0か所	1か所	4か所	4か所																																			
見込み量と確保量	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">見込み量</td> <td>低学年</td> <td>874人</td> <td>866人</td> <td>859人</td> <td>855人</td> <td>861人</td> </tr> <tr> <td>高学年</td> <td>570人</td> <td>583人</td> <td>589人</td> <td>579人</td> <td>574人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確保量</td> <td>低学年</td> <td>874人</td> <td>866人</td> <td>859人</td> <td>855人</td> <td>861人</td> </tr> <tr> <td>高学年</td> <td>570人</td> <td>583人</td> <td>589人</td> <td>579人</td> <td>574人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ニーズ調査の結果をもとに見込み量を算定</p>								H27	H28	H29	H30	H31	見込み量	低学年	874人	866人	859人	855人	861人	高学年	570人	583人	589人	579人	574人	確保量	低学年	874人	866人	859人	855人	861人	高学年	570人	583人	589人	579人	574人
		H27	H28	H29	H30	H31																																	
見込み量	低学年	874人	866人	859人	855人	861人																																	
	高学年	570人	583人	589人	579人	574人																																	
確保量	低学年	874人	866人	859人	855人	861人																																	
	高学年	570人	583人	589人	579人	574人																																	
確保策についての考え方	市内には各小学校に1か所以上の公設民営の学童保育施設と、小学校外に民設民営の学童保育施設があります。利用児童数の増加に対しては、これら既存の施設で受け入れるとともに、公設民営施設については必要に応じて施設整備（施設の新設又は余裕教室の転用等）を行うなどして、見込み量を確保します。																																						

事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	区域	全市
事業の目的	<p>保護者の世帯所得等の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する必要等を助成します。</p> <p>具体的には</p> <p>①給食費;認定区分に応じて、「給食費(副食材料費)」の費用の一部を補助します。</p> <p>②教材・行事費等(給食費以外);認定区分にかかわらず対応します。</p>		

※実費徴収に係る補足給付を行う事業については、量の見込み・確保方策を作成する事業の対象外となっている。

事業名	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	区域	全市
事業の目的	<p>保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者に対し、巡回支援等の支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ります。</p> <p>また、認定こども園で特別な支援が必要な子どもの受け入れに対して、職員の加配に必要な費用の補助を行い、子どもの状況に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。</p>		

※多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、量の見込み・確保方策を作成する事業の対象外となっている。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

【認定こども園について】

本市では、現在認定こども園は開設されていませんが、平成28年度に(仮称)南こども園を整備するとともに、平成30年に北地区において認定こども園を1園整備する予定です。

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であると期待されており、今後少子化が見込まれている本市においても現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、既存の幼稚園及び保育所から認定こども園への移行については、状況を見ながら検討を進めてまいります。

一方、市内に認定こども園が現在ないことから、市民にとってはなじみが薄く周知が徹底されていないと考えられるため、今後、認定こども園の役割等の周知を図り、市民の理解を深めるように努めます。

【質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進について】

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、幼稚園、保育所、地域の子育て支援サービスが適切に提供されるよう、県などの関係機関と連携を図りながら、幼稚園教諭や保育士をはじめ、さまざまな教育・保育サービスに関わる人への研修等の機会を提供していきます。

【幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進について】

現在本市では、市内の幼稚園と保育所で、子どもや幼稚園教諭・保育士の交流事業を実施しています。また、幼稚園と小学校においても、小学校の行事への参加や小学生の幼稚園訪問など、園児と児童の交流を積極的に行うとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修なども実施しています。

今後も、幼児期の年長から児童期(低学年)の期間における子どもの発達や学びの連続性が維持されるよう、小学校を中心として幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携強化を図ります。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修、幼稚園教諭と保育士、小学校教諭との交流促進を図り、学びの基礎力の育成期間である幼児期と児童期の教育双方が接続を意識することにより、円滑な接続につながるよう努めます。

IV 計画の推進

1. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、国・県との連携、庁内関係部局との一体的な推進体制の下、関係各課相互の連携を強化し、総合的に施策を展開します。

また、計画に基づく施策の実施状況について、毎年定期的に子ども・子育て会議で把握・検討を行います。

2. 子ども・子育て支援新制度の周知

子ども・子育て支援新制度が円滑に運営され、すべての子どもが健やかに育つように必要なサービスが適時に利用できるようにするためには、制度の周知が必要です。

制度の周知にあたっては、保護者の子育て等への不安解消や子育てに関する情報提供のためにも、母子手帳交付時や健診時など、早い段階から子育て支援サービス等の周知を行います。

また、広報紙やホームページの他、さまざまな媒体を通じて情報提供を行います。

3. 地域や関係機関との連携強化

子育て支援に関わる意識啓発や、市民、関係機関・団体の活動支援、子育てボランティアの人材育成等を図ることにより、それぞれが連携・協力して子育て支援を推進していただけるように努めていきます。

資料編

生駒市子育て支援に関するアンケート調査 概要

(1)調査の目的

子ども・子育て支援法の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27～31年度）を策定することとなりました。この計画を策定するにあたり、市民の方の子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

(2)調査対象

市内在住の就学前のお子さん 0～2歳 1,000人
3～5歳 1,000人
市内在住の小学生のお子さん 1,200人 を無作為抽出

(3)調査期間

平成25年11月11日から平成25年12月6日

(4)調査方法

郵送による配布・回収

(5)回収結果

回収結果、有効回答率は下記の通りです。

		配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	0～2歳	1,000通	650通	65.0%
	3～5歳	1,000通	599通	59.9%
小学生児童		1,200通	702通	58.5%

生駒市子育て支援に関するアンケート調査結果についてはホームページに掲載していますので、詳細をご覧になりたい方はそちらを参照ください。

生駒市子ども・子育て支援事業計画策定経緯

日 時	会 議	内 容
平成 25 年 10 月 11 日	第 1 回子ども・子育て 会議	(1)生駒市子ども・子育て会議について (2)子ども・子育て支援新制度について (3)生駒市の子育て支援について
平成 26 年 1 月 31 日	第 2 回子ども・子育て 会議	(1)子育てに関するニーズ調査の速報結果について
平成 26 年 3 月 24 日	第 3 回子ども・子育て 会議	(1)子ども・子育て支援事業計画策定について (2)「量の見込み」の考え方について (3)「量の見込み」の算出について
平成 26 年 7 月 16 日	第 4 回子ども・子育て 会議	(1)生駒市子ども・子育て支援事業計画の骨子（案） について (2)子ども・子育て支援新制度に関する各種事業等の 基準(案) について (3)今後の進め方について
平成 26 年 8 月 25 日	第 5 回子ども・子育て 会議	(1)子ども・子育て支援新制度に関する各種事業等の 基準（案）について (2)特定教育・保育施設及び子ども・子育て支援事業 に係る「量の見込み」の数値見直しについて (3)次世代育成支援後期行動計画の取組状況について
平成 26 年 10 月 6 日	第 6 回子ども・子育て 会議	(1)生駒市子ども・子育て支援事業計画（素案）につ いて
平成 26 年 11 月 4 日	第 7 回子ども・子育て 会議	(1)生駒市子ども・子育て支援事業計画（素案）につ いて
平成 27 年 2 月 20 日	第 8 回子ども・子育て 会議	(1)生駒市子ども・子育て支援事業計画のパブリック コメント結果について (2)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利 用定員について (3)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利 用者負担について

生駒市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、生駒市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略)

	選出母体等	選出母体での役職等	氏名
1	学識経験者	東大阪大学教授(保育)	吉岡 眞知子
2	学識経験者	帝塚山大学教授(教育)	清水 益治
3	認可保育所事業者	生駒市保育会会長	米田 恵美子
4	認可保育所保護者	学研まゆみ保育園保護者代表	川本 智代
5	私立幼稚園事業者	学校法人 エンゼル幼稚園 理事長(園長)	前田 良一
6	私立幼稚園保護者	白百合幼稚園育友会副会長	蔭山 明穂
7	市PTA協議会	会長(緑ヶ丘中保護者)	出口 隆司
8	民生委員児童委員	主任児童委員	清水 泰之
9	生駒市小学校校長会	会長(生駒北小学校校長)	十文字 良明
10	認可外保育所事業者	阪奈中央こぐま園園長	工藤 順子
11	子育て支援者	かるがもの会代表	松本 和子
12	公募市民	公募市民	石原 奈々
13	公募市民	公募市民	藤田 玉緒

生駒市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行／生駒市

〒630-0288 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号

TEL 0743-74-1111 (代)